

令和5年5月12日

保護者 様

愛知県立高浜高等学校長 牛山 美奈

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

保護者の皆様におかれましては、長期にわたり感染防止に努めていただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日付けて5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、学校において今後は下記のように対応してまいりますので、御協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- 健康観察、適切な換気、手洗いなどの基本的対策を引き続き実施します。
- マスクの着用は求めないことを基本とします。ただし、マスクの着用が推奨される場面においてはマスクの着用を推奨します。様々な事情があることを理解し、着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。
- 食事をとる場面における「黙食」は求めません。

2 出席停止の措置について(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

- 感染が確認された場合の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止にはなりません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止にはなりません。
- ワクチン接種やワクチン接種による副反応の場合も出席停止にはなりません。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「登校許可証明書」を提出してください。

学校のホームページからダウンロードできますので、御利用ください。

担 当 教頭(井上・荒川)

電 話 0566-52-2100